

記者提供資料	
令和元年7月19日	
担当課	こども家庭課
電話番号	20-3460(内線 4240)

幼児教育・保育無償化に係る本市の対応(資料)について

○幼児教育・保育無償化に係る9月補正予算要求額について

1. 本市独自の第3子に係る給食費(副食費)助成額 13,500千円
2. 本市独自の森のようちえん在籍児童に対する保育料助成額 1,500千円

○森のようちえんへの保育料助成(1/4)について

森のようちえんに在籍する児童で、保育の必要性の認定が受けられた児童は、無償化の対象となり、その負担割合は、国1/2、県1/4、市1/4となる。

無償化の対象外となる森のようちえんの児童についても、同様の負担割合で、市として助成することとしたものです。

なお、対象児童数については、平成30年度の在籍児童をもとに、保育認定の取れない児童を半分程度と推計した(28人)